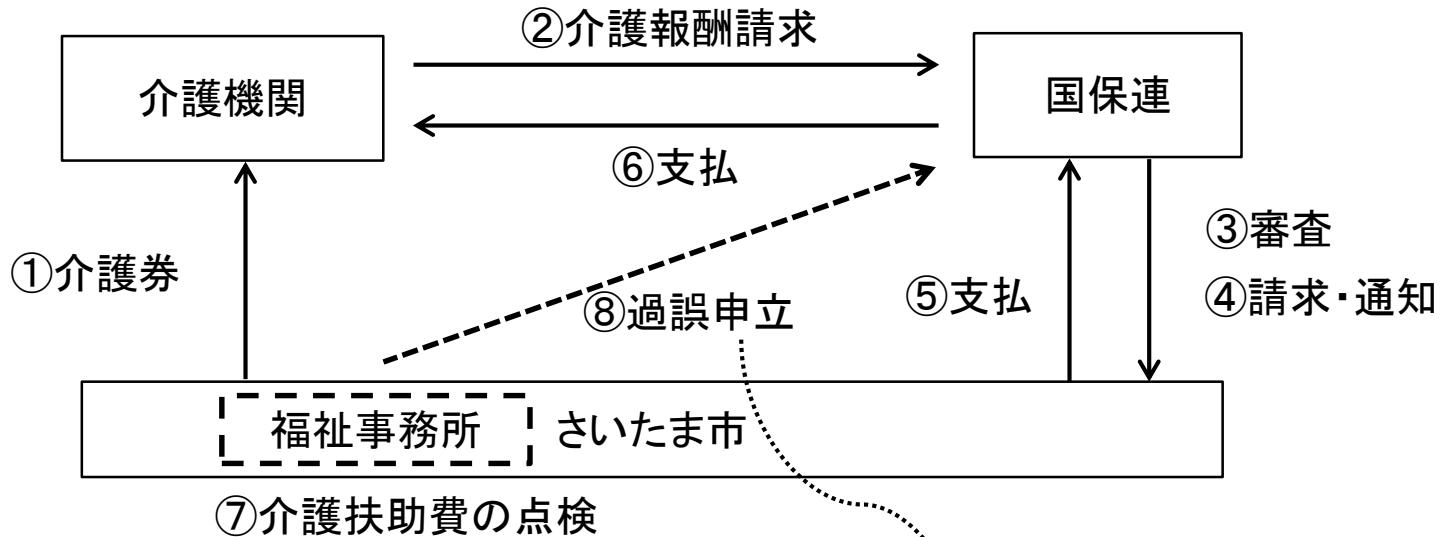


# 生活保護法に基づく 介護扶助における介護報酬請求上 の注意点について



さいたま市 福祉局  
生活福祉部 生活福祉課

## ● 請求～審査～支払の流れ(生活保護等 ※)



有効な介護券の内容に基づいた請求が必要です

過誤決定通知書の内容を確認し、過誤を改めた上での請求が必要となります

※ 法別番号(公費負担者番号の左側2桁)が12あるいは25の場合

## 介護券について

## 1. 有効期間

介護券には必ず有効期間が記載されています。

福祉事務所から毎月送付されるため、必ず確認してください。

## 2. 公費負擔者番号、受給者番号

被保護者が転居した時など、保護の実施機関に変更があった場合に、公費負担者番号が変更になります。

医療オンライン資格確認の導入に伴い、さ  
いたま市内で保護の実施機関が変更になっ  
た場合には、受給者番号は変更しません。

### 3. 本人支払額

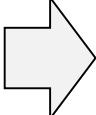
被保護者の世帯構成、収入の状況等により、本人支払額が発生する場合があります。  
※毎月同額とは限りません。  
※一時的に発生する場合もあります。

※毎月介護券を受領し、内容を御確認ください。

# 《参考》

## 生活保護法による指定介護機関の指定手続きについて

生活保護法が平成26年7月1日に改正されました。法改正の前後で、生活保護法による指定介護機関の申請手続きが異なっております。平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービス種別(事業所)は、生活保護法による指定も受けたものとみなされます。詳しくは下の表を御確認ください。

生活保護法改正前	生活保護法改正後(現在の指定方法)		
<p>生活保護法による指定を希望する場合は、介護保険法の指定又は開設許可とは別に、生活保護法の指定介護機関指定申請書を福祉事務所に提出する。</p>	平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービス種別(事業所)	生活保護法による指定介護機関の申請は不要です。介護保険法による指定を受けると、生活保護法による指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。	生活保護法改正に伴う手続きはありません。今後も継続して、生活保護法による指定介護機関の指定を受けます。
	平成26年6月30日以前に開設し、介護保険法の指定を受けた事業所	生活保護法の指定を受けていないサービス種別(事業所)	生活保護法による指定介護機関の申請が必要になります。 今後も指定を希望されない場合は、手続きは不要です。 指定を希望する場合は、事業所の所在する区の福祉事務所(区役所福祉課)に「指定介護機関指定申請書」を御提出ください。

# 《参考》 変更届等の提出が必要な場合について

生活保護法による(みなし)指定を受けている指定介護機関については、以下の変更事由に該当する場合には、事業所の所在する区の福祉事務所(区役所福祉課)に変更届等を提出してください。  
(生活保護法第54条の2において準用する同法第50条の2、生活保護法施行規則第14条)

変更事由	提出物	
	平成26年6月30日以前から生活保護法による指定を受けている介護機関	平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受け、生活保護法によるみなし指定を受けている介護機関
介護機関の名称に変更があったとき		
介護機関がさいたま市内の所在地変更をしたとき (住居表示、地番整理等による変更も含む。)	変更届	
介護機関の管理者又は開設者に変更があったとき		
介護機関を休止したとき	休止届	
介護機関がさいたま市から他市町村へ所在地変更したとき		
介護機関の開設者を変更したとき(交代、個人↔法人 等)	廃止届	—
介護機関を廃止したとき		
指定されているサービスの一部を廃止したとき		
休止していた介護機関を再開したとき	再開届	
生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届	—
生活保護法による指定を辞退しようとするとき (30日以上の予告期間が必要)		辞退届